

福祉の窓

「障害者差別解消法」  
が施行されました

4月1日より、「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、障がいを理由とした差別を解消するための事項や、行政機関や民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置を定めています。これにより、障がいの有無に関係なく、お互いに人格と個性を尊重して共に生きる社会の実現を目指しています。

市においても、窓口等の対応を充実させるとともに、各種施策への一層の配慮を図っていきます。

**障がいを理由とした差別の例**

- ・ サービスの提供や入店を拒否された
- ・ 順番を後回しにされた など

◎ 問い合わせ：  
福祉課障がい福祉係  
☎(55)5113

ワンポイント手話



両手人差指の指先を左右に向けて上下に置き、垂直に交互に回す  
一般財団法人全日本ろうあ連盟『わたしたちの手話 学習辞典I』P130より

**今月の手話**  
「手話(をすの)」

今月号から「手話」を身近に感じていただけるよう「ワンポイント手話」を掲載します。手話は聴覚や言語機能障がいの方のコミュニケーション方法の一つです。特に重度の聴覚障がい者である「ろう者」にとって手話は言語です。手話は手を動かすだけでなく、口話(口の動き)や顔の表情、身振りなども大切な方法で「相手に伝えたい!話したい!」という気持ちが大切です。

ふくしまんが  
**しあわせのたまご**  
～車いすの方に会ったら～ 絵:さくらさら



※障がいは多種多様であり、同じ障がいでもひとりひとり状態が違います。このまんがの内容は一例です。

ふくしまんが

～福祉の理解に向けて～

今月号より1年間、「障がい」や「老い」といった福祉に関するテーマの理解を深めるため、さまざまなアマチュア作家の方々による親しみやすい表現のマンガを掲載します。

このマンガは、二本松市、本宮市、大玉村の2市1村で構成する「あだち地方地域自立支援協議会」で原案を作成・監修したもので、今年度、各市村の広報紙で共同掲載します。

車いすの方に会ったら

マンガのセリフにあるように、「思いやり」や「やさしい気持ち」は大切です。ちょっとした気遣いと声かけをすることで、誰もが気持ちよく生活することができます。

手話通訳者を派遣します

聴覚障がい者の方が社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行えるよう、市内の聴覚障がい者の方または聴覚障がい者の方とコミュニケーションが必要な方に手話通訳の派遣をしています。

**申込方法** 希望する日の7日前までに申請書を左記まで提出してください(ファックス、電話による申込可)。

※申請書は、福祉課(市役所1階)、各支所地域振興課、各住民センターにあります。※緊急の場合は、随時受け付けます。

**利用料** 無料  
**利用例**

- ・ 医療機関への通院
- ・ 金融機関や郵便局での手続き
- ・ 行政区での話し合い など

次の場合の派遣はできません

- ・ 営利を目的とする事業
- ・ 政治活動または宗教活動

◎ 問い合わせ・申し込み：  
福祉課障がい福祉係  
☎(55)5113  
Fax(22)1547

## 環境衛生のお知らせ

### 水環境について 考えましょう

市は、市内の21河川34カ所で年2回水質検査を行っています。

#### 水質検査実施河川

六角川、鯉川、杉田川、羽石川、平石川、原瀬川、弘川、油井川、浅川、阿武隈川、箕輪用水、水原川、轟川、小浜川、移川、口太川、針道川、木幡川、若宮川、安達太田川、立石川

#### 平成27年度 河川水質検査結果の概要

市内河川鯉川では、水質の汚れを測る指標であるBODの数値が、年2回行う検査のうち片方で環境基準を上回りました。また、大腸菌群数で見ると、箕輪用水を除いた市内20河川において、国で定める環境基準を上回っています。以上の結果から、市内を流れる河川は必ずしもきれいとされる状況にはありません。

#### 考えられる汚れの主な原因

- ・家庭からの生活排水
- ・野積みされた堆肥からの染み出し

・小規模事業者から排出される事業に伴って生じる汚水

・下水道区域での下水道への接続

・単独処理浄化槽(みなし浄化槽)や汲み取り便所から

・合併処理浄化槽への転換

・水を汚さない生活の工夫

・貴重な水を大切に使用し、自然に戻すときにはできるだけきれいに返しましょう。

### 家庭ごみ焼却は やめましょう

庭先等で家庭ごみを燃やしたことが原因の煙や臭いの苦情が各地で寄せられています。

家庭ごみを野外で焼却すると、悪臭のほかダイオキシン等の有害物質を発生させ、近隣の方に大変迷惑を掛けることになるため、法律により禁止されています。

違反した場合は罰則(5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはこの両方)の対象となりますので、家庭ごみは指定の袋に入れてごみステーションへ出してください。

#### ◎問い合わせ:

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103

または各支所地域振興課

### 合併処理浄化槽の設置を 推進しています

下水道の事業計画に定められた区域以外の地域では、合併処理浄化槽の普及促進が課題となっています。

トイレのみを浄化する単独

処理浄化槽では、台所や風呂、洗濯の排水は浄化されず、ま

ま河川等に放流されてしまいます。汲み取り便槽も含めて

合併処理浄化槽への転換をお願いします。

市では合併処理浄化槽設置者に補助を行っています。

**合併処理浄化槽設置費補助金**

合併処理浄化槽の設置および一定の要件を満たす汲み取り便槽や単独浄化槽の撤去に対し、補助金を交付します。

新築または増改築に合わせたトイレの水洗化等を予定している方は、浄化槽工事業者にご相談ください。

なお、申請が予算額に達した場合、先着順で補助を締め切る場合があります。

#### 対象地域

下水道の事業計画に定められた区域以外の市全域。

※下水道の事業計画に定められた区域の詳細については、

下水道課で確認願います。

#### 補助対象

- ・自らが居住する住宅に、10人槽以下の浄化槽を設置する方
- ・集会施設を持つ行政区、町内会または自治会

#### 補助金の額

##### 新設(新築)

- ・5人槽 16万6千円
- ・7人槽 20万7千円
- ・10人槽 27万4千円
- ・転換(トイレ改造)※個人のみ
- ・5人槽 33万2千円
- ・7人槽 41万4千円
- ・10人槽 54万8千円

#### 撤去費

- ・単独処理浄化槽撤去費 4万5千円
- ・汲み取り便槽撤去費3万円

#### ◎問い合わせ:

下水道課下水道管理係  
☎(55)5138

または各支所地域振興課

ありがとう  
心静かに手を合わす。

豊かな緑に囲まれた静寂な施設のなか、

祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品

など、満足のいくサービスを提供いたします。

0120-43-1194

●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備

社の中の斎場

ほうりん

ほうりん斎場 二本松市上竹2-286-1  
TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377  
東和斎場 二本松市針道字鍛冶屋敷15-1  
大山斎場 大玉村大山字玉貫19-7  
福島平野斎場 福島市飯坂町平野字大前田1-4  
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960